

南分倍保育園 園規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この南分倍保育園園規則は、社会福祉法人府中清心会定款(以下「定款」)第1条に基づき保育所における管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 本園は南分倍保育園と称する。

(所在地)

第3条 本園の設置場所は府中市南町二丁目41番地39に置く。

(運営方針)

第4条 本園の運営方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法に基づき保育を必要とするすべての子どもにとって、最もふさわしい生活の場として、最善の利益を守り、保護者と手を取り合い福祉を増進します。
- (2) 様々な人や専門機関などと連携を図り、地域に開かれた保育を目指します。
- (3) 子どもの環境を整え、その心を受容します。

(事 業)

第5条 本園は、児童福祉法第24条第1項本文の規定による保育(以下「通常保育」という。)を行うほか、次に掲げる特別保育事業等(以下「特別保育事業等」という。)を行うものとする。

- (1) 延長保育事業

保育を提供する日及び休園日)

第1条 本園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、次に掲げる日を休園日とし、除くこととする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、3日及び12月29日から31日まで

- 2 施設長は、特別保育事業等の実施に当たって必要と認めるときは、前項に規定する休園日のうち必要と認める日を、開園日とすることができる。

南分倍保育園

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第7条 本園に次の職員を置く。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) チーフリーダー(保育士) | 2名以内 |
| (3) 保育士 | 13名以上(配置基準に準拠) |
| (4) 看護師 | 1名 |
| (5) 栄養士 | 1名以上 |
| (6) 調理員 | 1名以上 |
| (7) 用務員 | 1名 |
| (8) 保育補助 | 若干名(必要に応じて) |
| (9) 嘱託医(内科・歯科) | 2名 |

- 2 前項第3号の保育士の中から係職としてチーフを数名任命することができる。
- 3 施設長は、第1項のほか、必要な職員を置くことができる。

(職員の職務)

第8条 職員は次の職務を担当する。

- (1) 施設長は、本園を管理し、職員を指揮監督する。
 - (2) チーフリーダー(保育士)は、施設長の職務を補佐し、職務遂行のための調整及び児童の保育を指揮監督する。
 - (3) 保育士は、児童の保育に従事する。
 - (4) 看護師は、施設及び児童の保健衛生の維持に従事する。
 - (5) 栄養士は、給食の献立作成及び調理給食の指導に従事する。
 - (6) 用務員は、雑務に従事する。
 - (7) 保育補助は、保育士の職務の補佐に従事する。
 - (8) 嘱託医は、児童の健康管理及び医務に従事する。
- 2 施設長は、第1項のほか、必要な職務を置くことができる。

(職員の任命)

第9条 職員は理事長が任命する。

(サービスの心得)

第10条 職員は、当規則及びこれに付随する諸規定を遵守し、施設長の指示に従い職務秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書

(文書の取扱)

第11条 文書は正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑且つ適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第12条 文書は常に整理、点検され、正しく管理し、重要な文書は紛失及び火災、盗難等の予防措置を採らなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第13条 施設長は、次に掲げる帳簿を整理し、業務が円滑に行われるようにしておかなければならない。

- (1) 入所者名簿
- (2) 児童票
- (3) 児童出欠簿
- (4) 保育日誌
- (5) その他必要な簿冊

2 備えるべき帳簿の保存年限は関係行政指導に基づく基準によるものとする。

第4章 定 員 等

(対象年齢)

第14条 本園の保育年齢は、生後57日目から小学校就学前までとする。

(定 員)

第15条 本園の通常保育の定員は105名とし、その内訳は次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 0歳児 | 6名 |
| (2) 1歳児 | 15名 |
| (3) 2歳児 | 18名 |
| (4) 3歳児 | 22名 |
| (5) 4歳以上児 | 44名 |

2 施設長は、前項の規定に関わらず、児童福祉関係規定を遵守しつつ必要と認めるときは、前項の定員を超えた受入をすることができる。

第5章 入園及び退園

(入 園)

第16条 本園は、児童福祉法第24条の規定に基づき市区町村長より保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

南分倍保育園

(退園)

第17条 本園は、市区町村長が保育の実施を解除したときは、退園させることができる。

第6章 入所児童処遇

(平等の原則)

第18条 本園は、児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(利用者負担その他の費用の種類)

第19条 本園の保育を利用した保護者は、市区町村に対し、当該市区町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

- 2 本園は、特別保育の提供及び各市の基準による給食の材料にかかる副食費等の費用の支払いを受けるものとする。
- 3 本園の保育を利用する保護者が、入園時または進級時に用品等の購入を希望した場合にかかる費用等の事項は別に定める。

(開園時間)

第20条 本園の開園時間は、午前7時から午後6時までの11時間とする。

- 2 施設長は、延長保育事業を実施するときその他必要と認めるときは、前項に規定する開園時間を午後6時から午後7時までの時間内で変更することができる。

(保育時間)

第21条 本園の保育時間は、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して施設長が定める。

(保育内容)

第22条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従い、児童の年齢、発達に応じた保育計画等を別に定めることとする。

(日課及び年間行事)

第23条 日課及び年間行事については、計画を別に定めることとする。

(登降園)

第24条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(欠席)

第25条 児童が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で施設長に届け出るものとする。

(健康管理)

第26条 施設長、看護師は常に入所児童の健康に留意し、入所時及び年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

(虐待防止のための措置)

第27条 本園は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

第28条 本園の職員は、保育の提供を行っている時に、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、府中市、児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第2条 施設長は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき処置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回入所児童及び職員の避難訓練、消火訓練を行うものとする。

第8章 特別保育事業等

(延長保育事業)

第30条 本園は、通常保育の児童を対象に午後6時から午後7時までの1時間において延長保育事業を実施することとし、申込手続及び費用その他に必要な事項は別に定める。

第9章 雑 則

(改正)

第31条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人府中清心会理事会の議決を得るものとする。

付 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

令和6年1月13日一部改定 令和6年4月1日施行

南分倍保育園

別表

延長保育料

	乳児(0,1,2歳児クラス)	幼児(3,4,5歳児クラス)
月極利用	5,000円	3,200円
スポット利用	30分超過につき450円	30分超過につき300円

用品(参考価格)

品名	価格
園服	4,250円
体操着シャツ	1,850円
体操着ズボン	1,930円
ジャージ	2,740円

※但し、値上がり等により価格が変動した場合には、それに準ずるものとする。

副食費

	幼児(3,4,5歳児クラス)
1ヶ月分(前払い制)	4,500円